入院時食事療養費の改定について

当院では「入院時食事療養（Ⅰ）」の届け出を行っており、
管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。
厚生労働省による診療報酬の改定に伴い、入院時食事療養費（食事代）の
自己負担額が改訂されることとなりました。これにより、令和8年6月1日より
入院中の食事代が変更となります。

【変更開始日】

令和8年6月1日

【対象】

入院時食事療養費をご負担いただく患者様

【変更内容】

（変更前）

所得区分		70歳未満	70歳以上
一般		510円	510円
非課税世帯	低所得者Ⅰ ※1	240円（入院日数91日以降190円）	110円
	低所得者Ⅱ ※2	240円（入院日数91日以降190円）	

（変更後）

所得区分		70歳未満	70歳以上
一般		550円	550円
非課税世帯	低所得者Ⅰ ※1	270円（入院日数91日以降220円）	130円
	低所得者Ⅱ ※2	270円（入院日数91日以降220円）	

※1・2についてご不明な点は医事課入院係にお問い合わせください

2026年5月

大田病院